

平成 14 年 11 月 29 日

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク
理事長 長尾 治助 殿

中部テレコミュニケーション株式会社
代表取締役社長 木村 洋一

申込書に対するご回答

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。
さて、貴殿からの 2002 年 9 月 27 日付申入書につきまして、下記の通りご回答いた
します。

敬具

記

弊社は第一種通信事業者として、代理店契約を締結している販売代理店に対して、平成 9 年に電気通信事業者協会にて策定された「代理店の営業活動に対する倫理要綱」を踏まえた指導を常日頃行っております。特にご指摘のありました、販売代理店が顧客に対して、一定期間内の解約を制限したり、その期間中に解約等した場合に違約金を徴収するなどの不当な契約につきましても、そのような契約を締結することのないよう指導・教育を実施しております。

今回、貴殿より申し入れを受けたことを真摯に受け止め、販売代理店に対して再度指導を徹底し、対処していく所存です。

以上